

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 研究活動の不正行為（第4条—第7条）
- 第3章 不正行為防止対策委員会（第8条—第11条）
- 第4章 通報及びその処理（第12条—第14条）
- 第5章 調査及び認定（第15条—第19条）
- 第6章 不服の申立て及び調査結果の公表（第20条—第22条）
- 第7章 認定後の措置（第23条—第27条）
- 第8章 受付窓口（第28条）
- 第9章 雑則（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、札幌学院大学（以下「本学」という。）の研究活動における不正行為を防止するため、本学において研究に携わる者の行動規範並びに不正行為に起因する問題が生じた場合の措置等について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材とするなど、自分自身の省察・発想・アイディア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為をいう。
- （2）捏造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- （3）改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- （4）盗用とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
- （5）虚偽申請とは、事実と異なる内容、肩書又は他人の氏名を用いて応募することをいう。
- （6）研究費とは、研究資金元から得られた研究するための費用をいう。
- （7）研究資金とは、研究費を提供する制度及び提供元の資金をいう。
- （8）研究費の不正使用とは、架空の取引により代金を引き出すこと、実体の伴わない出張旅費や謝金を引き出すこと等研究費の不適切な使用及び横領等をいう。

（研究活動における行動規範）

第3条 本学の構成員は、高い倫理観をもって責任ある研究を実施し、研究活動の透明性と説明性を自律的に保証するよう努める。

- 2 本学の構成員は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに説明責任を果たす。
- 3 本学の構成員は、自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。
- 4 本学の構成員は、所属組織の研究環境の充実に積極的に取り組む。
- 5 本学の構成員は、研究活動において、法令及び関係規則を遵守する。
- 6 本学の構成員は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的かつ科学的な根拠に基づき情報発信を行う。
- 7 本学の構成員は、研究資金（教育研究手当を含む）の使用にあたっては、法令及び関係規則を遵守する。また、研究資金の源泉が公的資金、財団及び企業からの助成金、寄付金、学生納付金等によって賄われていることに留意し、その効果的かつ効率的な使用に努める。

第2章 研究活動の不正行為

（対象となる研究活動の不正行為）

第4条 この規程において、研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造
 - (2) 改ざん
 - (3) 盗用
 - (4) 虚偽申請
 - (5) 二重投稿
 - (6) 不適切なオーサーシップ
 - (7) 第1号から第6号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害
 - (8) 研究費の不正使用
- 2 研究活動における不正行為は、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を怠ったことによるものである。
- 3 公的研究費の不正使用については、「札幌学院大学における公的研究費の管理・運営等に関する規程」に定めるところによる。

(不正行為に該当しない行為)

第5条 この規程において、次に掲げる行為は、不正行為に該当しない。

- (1) 悪意のない誤り（科学的な方法により、得られた研究成果が結果的に誤りであった場合を含む。）
- (2) 意見の相違
(対象となる構成員)

第6条 この規程の対象となる構成員は、本学において、研究に携わるすべての教職員をいい、大学院学生等も含むものとする。

(責任体制)

第7条 本学は、研究活動を適正に管理・運営するため、次の各号に定める責任者を置き、その責任と権限を定める。

- (1) 最高管理責任者は、学長とし、本学全体を統括し、研究活動上の不正に関して最終責任を負う。研究活動上の不正行為が生じた場合には、次号に定める統括管理責任者と連携し、必要な措置を厳正かつ適切に講じなければならない。
- (2) 統括管理責任者は、副学長のうち1名とし、最高管理責任者を補佐し、研究活動上の不正に関して本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する。
- (3) 総合研究所長は、研究活動の不正に関する情報を受け、各学部長、各大学院研究科長、事務局責任者とともに、研究活動の不正防止に関する管理・運営や事務を適正に行うための必要な措置を行う。また、統括管理責任者の指示の下、研究倫理教育責任者として研究活動の不正行為を防止するための研究倫理教育を実施する。
- (4) 研究倫理副責任者は、研究支援委員とし、研究倫理教育責任者の指示を受け、所属する部局の研究倫理教育を実施する。
- (5) 事務局責任者は、事務局長とし、研究活動の不正防止に関する事務の実質的な責任と権限を有する。事務局次長は、事務局長を補佐し、研究活動の不正に関する事務を適正に行うための必要な措置を行う。

第3章 不正行為防止対策委員会

(不正行為防止対策委員会の設置)

第8条 最高管理責任者は、不正行為の防止及び対応策を審議するため、研究活動の不正行為防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

(対策委員会の審議事項)

第9条 対策委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 不正行為を指摘された研究活動に関する事実関係の解明に関する事項
- (2) 不正行為防止対策に関する事項
- (3) 不正行為防止の啓蒙活動に関する事項
- (4) その他最高管理責任者が必要と認めた事項

2 対策委員会は、前項第3号に定める啓蒙活動の一環として、定期的に研究倫理教育を実施する。また、構成員は研究倫理教育を受けなければならない。

(対策委員会の構成)

第10条 対策委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 最高管理責任者
 - (2) 統括管理責任者
 - (3) 総合研究所長（研究倫理教育責任者）
 - (4) 研究支援委員（研究倫理教育副責任者）
 - (5) 事務局責任者
 - (6) 最高管理責任者が指名する者 若干名
- 2 最高管理責任者は、前条第1項第1号の審議を行う場合は、当該研究分野の専門知識を有する学内外の者を加えることができる。
- 3 第1項第1号から第5号に掲げる委員の任期は、その職の在職期間とする。第6号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 対策委員会に委員長を置き、最高管理責任者をもって充てる。
- 5 対策委員会に副委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
（対策委員会の議事）

第11条 最高管理責任者は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 対策委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 3 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自らが関与又は利害関係にある事案の審査には加わることができない。
- 5 最高管理責任者は、必要があると認められるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

第4章 通報及びその処理

（通報）

第12条 不正行為の疑いが存在すると思料する者は、口頭又は書面による通報を、第28条に定める受付窓口において行うことができる。

（通報の受理・不受理、通知）

第13条 最高管理責任者は、次条に定める要件に従い、前条による通報の受理又は不受理を統括管理責任者と協議し、対策委員会に諮った上で、速やかに決定する。

- 2 最高管理責任者は、通報の受理又は不受理を決定した場合には、通報をした者（以下「通報者」という。）にその旨を通知する。

（通報の受理・不受理の要件）

第14条 前条第1項に定める通報の受理又は不受理の決定は、次の各号に掲げる要件により決定する。

- (1) 通報は原則として実名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的根拠が示されていると判断されるものを受理する。
- (2) 匿名による通報があった場合、その内容が前号と同等のものであると判断される場合は、実名の通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- (3) 通報された事案について、本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、該当する研究機関等に当該通報を回付する。また、本学のほかにも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する研究機関に当該通報について通知する。
- (4) 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名による通報があった場合に準じて取り扱う。
- (5) 文部科学省等資金配分機関から調査の求めがあった場合は、匿名による通報があった場合に準じて取り扱う。
- (6) 通報の意思を明示しない相談については、最高管理責任者はその内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、当該事案の調査を開始することができる。
- (7) 不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているという通報・相談について

は、最高管理責任者はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被通報者（不正行為に関与した者）に警告を行う。

第5章 調査及び認定

（予備調査委員会）

第15条 前条に基づく通報の受理が決定された場合には、最高管理責任者は、通報内容の合理性、調査可能性等について調査を行うため、予備調査委員会を設置する。

2 予備調査委員会は、統括管理責任者、被通報者が所属する部局の長及び部局の長が指名する教員若干名をもって組織する。

3 予備調査委員会に予備調査委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

4 予備調査委員会は、速やかに予備調査を開始し、通報の受理後30日以内に予備調査の概要、本調査の必要性の有無についての判断根拠を記載した調査結果を最高管理責任者に報告する。

（本調査の決定）

第16条 最高管理責任者は、前条第4項による予備調査結果の報告を受け、本調査を行うか否かを決定する。

（本調査委員会）

第16条の2 最高管理責任者は、本調査を行うことが決定された場合、本調査委員会を設置するとともに、文部科学省及び研究資金の配分機関（以下「配分機関等」という。）にその旨を報告する。

2 本調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) 総合研究所長
- (4) 被通報者が所属する部局の長
- (5) 事務局責任者
- (6) 最高管理責任者が指名する学外の有識者

3 前項第6号に定める有識者の人数は、本調査委員総数の過半数とする。

4 通報者又は被通報者と直接の利害関係がある者は、本調査委員から除外するものとする。

5 本調査委員会に委員長を置き、最高管理責任者をもって充てる。

6 本調査委員会に副委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

7 最高管理責任者は、本調査委員の氏名・所属を通報者及び被通報者に示すものとする。これに対し、告発者又は被告発者から通知後7日以内に異議申し立てがあり、その内容が妥当と判断した場合は、本調査委員を交代させることができる。

（本調査）

第17条 本調査委員会は、本調査の実施決定後、30日以内に以下に掲げる本調査を開始する。

2 本調査委員会は、通報者及び被通報者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に通知する。

3 本調査委員会は、通報された研究活動に関する一切の資料の精査、再実験の要請、関係者のヒアリング等を行う。この際、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。

4 本調査委員会は、本調査の実施に際し、調査対象とされた研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

（不正行為に関する認定）

第18条 本調査委員会は、本調査開始後、150日以内に次の各号に掲げる調査結果をまとめる。

- (1) 不正行為が行われたか否か。
 - (2) 不正行為が行われたと認められた場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。
 - (3) 不正行為が行われなかったと認められる場合であって、通報が悪意に基づくものであることが判明した場合は、その旨の認定を行うものとする。この際、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 2 本調査委員会の調査に対して、被通報者が通報内容を否認する場合は、自己の責任において、当該研究活動及び論文等の正当性について、科学的根拠を開示して説明しなければならない。

- 3 前項の被通報者の説明において、研究ノート、実験・観察ノート、生データ等の不存在など、存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、合理的な保存期間を超えるとを除き、不正行為と認定される。ただし、被通報者が管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由がある場合はこの限りではない。
- 4 前項の合理的な保存期間とは、当該論文の発表後10年間を原則とする。なお、各部局において、研究分野の特性に応じ10年を超えてこれを別の定めとすることができる。
- 5 本調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行う。

(認定の通知)

第19条 最高管理責任者は、前条による不正行為に関する認定を行った場合は、速やかにその旨を次の各号に掲げる者に文書で通知する。

- (1) 通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）。ただし、被通報者が本学の教員でない場合には、これらに加え被通報者が所属する機関
- (2) 文部科学省及び配分機関等
- (3) 悪意に基づく通報との認定を行った場合、通報者の所属する機関

第6章 不服の申立て及び調査結果の公表

(不服の申立て)

第20条 不正行為が行われたと認定された被通報者又は通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服の申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。この場合の認定については、前条第1項第3号を準用する。）は、不服の申立てをすることができる。ただし、この不服の申立ては、次条に定める不服の申立て期間内であっても、同一理由による不服の申立てを繰り返すことはできない。

- 2 最高管理責任者は、被通報者から不正行為の認定に係る不服の申立てがあった場合は、通報者に通知する。また、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服の申立てがあった場合は、被通報者及び通報者の所属機関に通知する。いずれの場合も、文部科学省及び配分機関等に報告する。
- 3 不服の申立てに係る審査は、本調査委員会が行う。
- 4 当該不服の申立てについて、本調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がある場合は、委員の交代若しくは追加をすることができる。
- 5 本調査委員会は、不服の申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、文部科学省及び配分機関等に報告する。
- 6 本調査委員会は、不服の申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに被告発者にその旨を通知し、文部科学省及び配分機関等に報告する。
- 7 本調査委員会は、再調査を行うことを決定した場合には、被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等を求める。その協力が得られない場合は、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。
- 8 再調査を開始した場合、被通報者からの不服の申立ての場合、原則として50日以内、悪意に基づく通報と認定された通報者からの不服の申立ての場合、原則として30日以内に本調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を通報者、被通報者及びそれらの所属機関に通知し、文部科学省及び配分機関等に報告する。

(不服の申立て期間)

第21条 不服の申立て期間は、第19条第1項に定める文書の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。

(調査結果の公表)

第22条 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定を行った場合は、速やかに以下の調査結果を公表するとともに文部科学省及び配分機関等に報告する。

- (1) 不正行為の内容
 - (2) 不正行為に関与した者とその関与の度合
 - (3) 不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割
- 2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定を行った場合は、原則として調査結果を公

表しない。

第7章 認定後の措置

(研究費の返還・執行停止等)

第23条 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定を行った研究活動に係る研究費については、不正行為の重大性、悪質性及び不正行為の関与の度合に応じて全額又は一部を返還させる。

2 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定を行った研究活動に係る研究費については、不正行為の学術的・社会的影響度、悪質度及び不正行為の関与の度合に応じて執行停止を命ずる。

3 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定された論文等の取下げを勧告する。

(研究資金への応募資格の停止等の措置)

第24条 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定を行った場合は、研究資金への応募資格の停止等の措置を講ずる。

(懲戒)

第25条 第18条に基づき認定した不正行為が懲戒理由に該当する場合には、学校法人札幌学院大学就業規則第70条及び第71条の規定に定めるところによる。

(守秘義務)

第26条 対策委員会委員、予備調査委員会委員及び本調査委員会委員（以下「調査関係者」という。）は、調査及び審議により知りうることできた秘密を漏らしてはならない。

(通報者・被通報者等の取扱い)

第27条 最高管理責任者は、通報内容や通報者の秘密を守るとともに、通報等についての調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報を防止するため、通報者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることを周知する。

3 最高管理責任者は、通報者に対して、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報を行ったことを理由に、不利益処分を行ってはならない。

4 最高管理責任者は、被通報者に対して、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、研究活動の禁止及び不利益処分を行ってはならない。

第8章 受付窓口

(受付窓口の設置)

第28条 最高管理責任者は、不正行為に関する通報や情報提供に対応するための受付窓口を設置する。

(1) 受付窓口は、学校法人札幌学院大学内部監査室とする。

(2) 内部監査室長は、通報や情報提供があった場合は、最高管理責任者に通知する。

第9章 雑則

(事務の所管)

第29条 対策委員会の事務は、社会連携課が所管する。

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月4日から施行し、平成27年7月13日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年10月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。